

## 〇〇に関する取扱契約書（案）

太白区（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）とは、富沢駅前歩行者用立体横断施設（以下「歩行者用通路」という。）への〇〇の製作・設置等について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 この契約は、乙が〇〇を甲の管理する歩行者用通路に設置するため、〇〇を製作するほか、広告主の募集、広告原稿の作成、広告の掲出及び設置物の維持管理等を行い、甲に広告掲載料を納入する事業について定める。

2 甲及び乙は、この契約書に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

3 乙は、仙台市広告掲載要綱及び仙台市広告掲載基準に定めるところに従い業務を行わなければならない。

（設置場所及び仕様）

第2条 〇〇の設置場所及び仕様については、乙が提出した企画提案書等に基づき、甲及び乙で協議して決定する。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は契約締結日から令和●年●月●日までとする。

（広告掲載料）

第4条 乙は、甲に対し、下記のとおり広告掲載料を納入する。

広告掲載期間	広告掲載料
令和●年●月●日から令和●年●月●日まで	

2 乙は、前項に定める広告掲載料を、甲が指定する支払期限までに、甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。

3 第1項の規定による広告掲載料の納付が前項の支払期限までにないときは、乙は、当該広告掲載料の額（広告掲載料の一部につき納付があったときは、その納付のあった広告掲載料の額を控除した額）につき法定利率で支払期限の翌日から起算してその完納の日までの日数によって計算した額（支払期限から納入日までの間にうるう年がある場合は、1年を365日として日割り計算した額）に相当する遅延損害金を甲に納付しなければならない。

4 前項の規定により計算した遅延損害金の額に100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 前2項の規定により計算した遅延損害金の額が1,000円未満であるときは、第3項の規定にかかわらず、乙は、その遅延損害金を納付することを要しない。

6 乙が広告掲載料及び遅延損害金を納付すべき場合において、納入された金額が広告掲載料及び遅延損害金の合計額に満たないときは、先ず遅延損害金から充当する。

7 この契約の存続期間において、修繕工事等のため歩行者用通路の通行止めや〇〇の一時撤去等を行った期間が

連続して7日間を越える場合は、その日数に応じて日割り計算した額を第1項に定める当該年度分の広告掲載料から減じるものとする。この場合において、甲が既にその額を超える広告掲載料を受領しているときは、超過した額を乙に返還する。

(屋外広告物の基準)

第5条 甲及び乙は、良好な都市景観の形成と歩行者用通路のイメージアップにつながる広告物を掲出するための屋外広告物の基準を、両者の協議により作成するものとする。

2 乙は、広告の掲出に係る業務を実施するにあたっては、前項により作成した基準を遵守するものとし、広告主に対しても当該基準の趣旨と内容を伝えなければならない。

(広告の審査)

第6条 乙は、あらかじめ甲の指定する日までに掲出予定の広告の見本又は図面等の資料を提出し、甲の事前の審査を受け、その承認を得なければならない。

2 乙は、前項の審査において甲からデザインその他の広告の内容等について修正の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(広告の内容等についての責任)

第7条 乙は、広告の内容等について、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 デザインその他の広告の内容等に関する一切の責任は乙が負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。
- 二 デザインその他の広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及びデザインその他の広告の内容等に係る財産権の全てにつき合理的な権利処理が完了していることについて、乙が保証すること。
- 三 甲に対して第三者から広告活動に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。

(設置)

第8条 ○○の設置は甲の指示に基づいて乙が行うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

2 乙は、○○の設置後に直ちに甲の検査を受け、その承認を得なければならない。

(維持管理等)

第9条 乙は、○○の維持管理を適切に行い、常に適正な状態を維持しなければならない。

2 前項の維持管理に要する費用及び電気料金は乙の負担とし、電気料金については甲が指定する期日までに、甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。

3 ○○が毀損又は汚損した場合、乙は自己の負担により速やかに復旧等の措置を行わなければならない。

(案内サインの更新)

第10条 案内サインについて甲から内容の更新や修正の指示があったときは、乙は速やかに応じなければならない。

2 前項による案内サインの更新や修正に要する費用は乙の負担とする。

(掲出された広告の修正等)

第11条 掲出された広告について、甲がデザインその他の広告の内容等が歩行者用通路にふさわしくないものとして修正を求めたときは、乙はこれに従わなければならない。

2 前項の修正に要する費用は乙の負担とする。

- 3 掲出された広告について、乙がデザインその他の広告の内容等を変更しようとするときは、事前に前条に定める審査を受け、甲の承認を得るものとする。

(広告掲出の中止等)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に広告掲出の中止を指示することができ、乙はそれに従わなければならない。

- 一 乙が、この契約書に定める事項又はその他法令等に違反したとき。
  - 二 広告主又はデザインその他の広告の内容が仙台市広告掲載要綱又は仙台市広告掲載基準に違反したとき。
  - 三 第7条の規定によるデザインその他の広告の内容の修正の指示に乙が従わないとき。
  - 四 甲から〇〇の毀損等について連絡があったにもかかわらず、乙が復旧等の措置を行わないとき。
- 2 前項に定める広告掲出の中止の原因が解消されたとき甲が認めるときは、広告の掲出を再開することができる。
  - 3 第1項による広告掲出の中止及び前項による掲出の再開に要する費用は乙の負担とする。
  - 4 第1項による広告掲出の中止の指示があったにもかかわらず、相当期間内に乙がこれを行わないときは、甲は乙の承諾を得ることなく〇〇の撤去等を行うことができ、乙はこれに要した費用を甲に支払わなければならない。
  - 5 本条の規定により広告掲出を中止した場合、当該期間中の広告掲載料は違約金とみなし、乙に返還しない。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
  - 二 この契約の履行に関し、乙又はその代理人、若しくは使用人等の関係者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
  - 三 乙又はその代理人、若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
  - 四 乙による破産手続き開始の申立て、更生手続き開始の申立て、又は乙に対する租税滞納処分がある等、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められるとき。
  - 五 前条の規定により広告掲出を中止した期間が連続して3か月を越えるとき。
  - 六 前5号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 甲は、前項各号に定める場合のほか、行政目的等によりやむを得ずこの契約を解除する必要があるときは、乙との協議によりこの契約を解除することができる。
  - 3 甲は、第1項の規定によりこの契約が解除された場合（乙の責に帰すべき理由なく前項の規定により解除された場合を除く。）において、納入済みの広告掲載料は違約金とみなし、乙に返還しないほか、乙は解除の日の翌日（納入済みの広告掲載料がある場合においては、当該広告掲載料に係る期間の末日の翌日）から契約期間の末日までに相当する広告掲載料の10分の1の額を甲に違約金として支払わなければならない。
  - 4 前項の違約金は、第17条の損害賠償の予定額の全部又はその一部としない。

(暴力団等排除に係る解除等)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 乙の代表役員等（仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。）別表第1号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。）又は一般役員等（要綱別表第1号に規定する一般役員

等をいう。以下同じ。)が暴力団員(要綱第2条第4号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団関係者(要綱第2条第5号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部(以下「県警」という。)から通報があり、又は県警が認めたとき。

- 二 乙(その使用人(要綱別表第2号に規定する使用人をいう。))が乙のために行った行為に関しては、当該使用人を含む。以下この条において同じ。)、乙の代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等(要綱第1条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。)の威力を利用していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
- 三 乙、乙の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団(要綱第2条第3号に規定する暴力団をいう。)の維持運営に協力し、若しくは関与していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
- 四 乙、乙の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
- 五 乙、乙の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
- 六 前各号に掲げるものを除くほか、乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者に該当すると認められるとき又は同項各号に掲げる者に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。
- 七 前各号に掲げるものを除くほか、乙が仙台市暴力団排除条例(平成25年仙台市条例第29号)第2条第3号に規定する暴力団員等に該当すると認められるとき又は同号に規定する暴力団員等に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。

2 乙が共同企業体である場合、その代表者又は構成員が前項各号のいずれかに該当したときは、同項の規定を適用する。

3 乙は、この契約の履行に当たり暴力団等(仙台市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。以下この項において同じ。)から不当介入(要綱第2条第6号に規定する不当介入をいう。以下同じ。)を受けたときは、速やかに所轄の警察署への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、区に報告しなければならない。乙の下請負人等(要綱第7条第2項に規定する下請負人等をいう。)が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

#### (乙の解除権)

第15条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

#### (原状回復義務)

第16条 契約期間が満了したとき又はこの契約が解除されたときは、乙は自己の負担により速やかに設置物を撤去

し、原状回復しなければならない。

- 乙は、前項の規定による原状回復後直ちに甲の検査を受け、その承認を得なければならない。
- 乙が第1項の規定による原状回復を相当期間内に行わない場合において、この契約の終了の翌日から原状回復の完了までの間、乙は甲に対して当該期間に係る広告掲載料相当額の使用損害金を支払うほか、原状回復の遅れにより甲に損害が生じた場合は、使用損害金とは別にその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第17条 乙は、第6条第2項、第7条第1項、第12条、第13条及び第14条の規定により損害が生じた場合において、その損害の賠償を甲に請求することはできない。

- 乙は、この契約の履行にあたり甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により発生した場合はこの限りでない。

(権利義務の譲渡禁止)

第18条 乙は、この契約に基づく権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。

(秘密の保持)

第19条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(協議事項)

第20条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲と乙とが協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 仙台市太白区長町三丁目1-15  
仙台市  
△△ △△

乙